

# 平成22年度 第1回豊山町国民健康保険運営協議会議事録

## 1 開催日時

平成22年5月25日(火) 午後3時00分～午後4時00分

## 2 開催場所

豊山町役場3階 会議室4

## 3 出席者

### (1) 委員

戸田久晶委員、谷崎正明委員、熊沢直紀委員、坪井秋政委員、吉田秀彦委員  
土屋正子委員、中島貞利委員、鴨川健太郎委員、伊藤政子委員、

### (2) 事務局

近藤生活福祉部長、二村住民課長、小川国保医療係長

## 4 議題

(1) 豊山町国民健康保険税条例の一部改正について

(2) 豊山町国民健康保険条例の一部改正について

## 5 議事内容(要点筆記)

### 司会(近藤部長)

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成22年度第1回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めます生活福祉部長の近藤です。よろしくお願いいたします。

会を始めます前に、前回と同様、議事録の作成につきまして、皆さん方にご承認していただきたいことがありますので、よろしくお願いいたします。

町では、情報公開の一環としまして、審議会等における議事録をホームページに掲載することになっています。これによりまして、本日の議事録を「要点筆記」でホームページに掲載させていただきたいと考えています。委員の皆さんの個人名につきましては、個人情報との関係もございますので、個人名を伏せて掲載したいと考えております。また「要点筆記」に際しまして、正確な議事録を作成するため会議内容をテープレコーダーで録音させていただきたいと考えています。

このような内容で、本日の議事録をホームページに掲載することに対しまして、ご承認していただけますでしょうか。

委員より(「了承します」という声あり)

ありがとうございました。

議事録の内容につきましては、後ほど会長から議事録署名委員が指名されますので、指名されました委員2名の方と会長の3方でご確認していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員より(「了承します」という声あり)

ありがとうございました。

それではただ今より、国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

始めに鈴木町長よりご挨拶申し上げます。

### 豊山町長

本日は、大変お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、平素は、国民健康保険の運営に対しまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚

くお礼申し上げます。

さて昨年誕生しました新政権では、平成25年4月を目途に新たな高齢者医療制度を検討しています。

検討の基本的な考え方は、

1つ、後期高齢者医療制度は廃止する。

2つ、マニフェストに掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する。

3つ、後期高齢者医療制度における年齢で区分するという問題を解消する制度とする。

4つ、市町村国民健康保険などの負担増に十分配慮する。

5つ、高齢者の保険料が急に増加したり、また、不公平なものにならないようにする。

6つ、市町村国民健康保険の広域化につながる見直しを行う。という6つの柱からなっています。

検討は、「高齢者医療改革会議」で行われており、年末までに最終案が出されることになっています。

いずれにしても、国保を含めまして、近年にない大きな改正が行われることは間違いないと思います。私どももこの動きを注視してまいりたいと考えています。

本日は、豊山町国民健康保険税条例と豊山町国民健康保険条例の一部改正が諮問内容となっています。委員各位におかれましては慎重なるご審議をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

#### 司会（近藤部長）

ありがとうございました。

続きまして、会長よりごあいさつ申し上げます。

#### 会長

さて、町長からもお話がありましたが、政権交代により、高齢者医療を含めた医療制度に対する大改正が国を中心に進められているようです。

いずれにしても、対象となる被保険者や市町村の声を十分に聞いていただき、住民が安心できる医療体制を築いていただきたいと思います。

本日は豊山町国民健康保険税条例と豊山町国民健康保険条例の一部改正が諮問事項となっています。委員各位におかれましては、忌憚のない意見をいただき、会議の運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 司会（近藤部長）

町長は他に公務がございますので、これにて退席させていただきます。

これ以降の会議の進行につきましては、会長の取り回しでお願いします。

#### 会長

それでは、これより会議を始めます。

まず会議録署名委員の指名ですが、本日の会議の署名委員につきましては、（中島貞利さん）と（土屋正子さん）を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして議題に入ります。

すでにお手元に配布しておりますが、本日は、諮問事項が2件ございます。

当局より説明を求めます。

（住民課長が挙手）

## 二村住民課長

それでは諮問事項について説明させていただきます。

今回の改正は「豊山町国民健康保険税条例の一部改正」と「豊山町国民健康保険条例の一部改正」の2件について諮問させていただきます。まず1件目の「豊山町国民健康保険税条例の一部改正」について説明します。この条例の一部改正の内容は3点ございますので、次第に沿いまして、順次説明させていただきます。

(資料1により説明)

まず税条例第2条で定めています①の限度額の増額についてです。

現行の限度額は、基礎課税額と読んでいます医療費分が47万円で、これを50万円に改正します。後期高齢者支援金分は現行12万円から13万円に改正します。介護分の改正はありません。限度額の合計は69万円から73万円となります。

地方税法及び国民健康保険法施行令はすでに改正されており、22年度から実施する自治体もありますが、本町では1年遅れで23年4月からの実施を予定しています。

現 行			改正案	
区 分	限度額 (円)		区 分	限度額 (円)
医療費分	470,000	➡	医療費分	500,000
支援金分	120,000		支援金分	130,000
介護分	100,000		介護分	100,000
計	690,000		計	730,000

次に②の保険税軽減の拡充です。

保険税の軽減は応益割合（保険税に占める均等割額、平等割額の割合）により次のとおり定められています。

35%未満	35～45%	45～55%	55%以上
5割軽減	6割軽減	7割軽減	6割軽減
3割軽減	4割軽減	5割軽減	4割軽減
		2割軽減	

豊山町の応益割合は35.14%ですので、現在6・4割軽減を行っています。今回の法改正では、応益割合にかかわらず7・5・2割軽減が可能となりましたので、現在の6割軽減が7割軽減に、4割軽減が5割軽減になり、新たに2割軽減の方々が増えるということになります。

具体的には税条例の第23条を改正するものです。施行日は平成22年4月から適用します。

次に③の非自発的失業者に対する保険税の軽減です。

倒産・解雇など事業主の都合で離職した方または雇用期間満了で離職した方が国保に加入した場合、前年の給与所得を100分の30として保険税を算定します。

これは新しい制度で、施行日は平成22年4月から適用します。

これらの改正はいずれも地方税法の改正に基づいて行うものです。

次に、この税条例改正に伴う国保予算への影響額について説明させていただきます。

(資料2により説明)

限度額の増額による歳入増は4,420,000円、7・5・2割軽減による歳入減は約300万円を予定しています。ただし7・5・2割軽減による歳入減の内、4分の3は保険基盤安定制度により県からの補助があります。

続きまして、「豊山町国民健康保険条例の一部改正」について説明します。

国民健康保険法第72条の4が廃止され、法第72条の5が法第72条の4に改正されました。この改正により、豊山町国民健康保険条例第7条を次のとおり改正するものです。

以上で説明とさせていただきます。

#### 会長

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問・意見のある方は挙手をお願いします。

#### 委員

限度額を増額するなら、応能応益も割合も改善すべきではないか。低所得者だけが有利な改正だ。

#### 住民課長

応能応益割については、以前と比べると改善されつつありますが、歴史的な経過の中で今日に至っていますので、ご理解をお願いしたい。

#### 委員

限度額の増額分は一般会計からの繰り入れで賄えないか。

#### 住民課長

限度額の増額は、本町では1年遅れで実施していますので、ご理解願いたい。

#### 委員

応能応益割は、被保険者の所得が高いため、結果として応能割が高くなっているのではないか。

#### 住民課長

応益割の金額が低いことから、必ずしもそうとは言い切れません。

#### 委員

地方税法の改正による改正であり、いろいろな意見はあろうが、他の自治体も準じていることもあり、原案に賛成である。

#### 委員

やはり応能応益割合を改善すべきではないか。

#### 住民課長

応能応益については、国保の県単位の広域化の論議もあり、今後十分に検討すべき課題であることは承知しています。

#### 会長

他に意見はありませんか

#### 委員

国保の広域化は進めていただきたいと思う。先ほども言ったが、原案には賛成である。

#### 委員

国保にかかる費用が高くなっているから限度額を上げるのか。

#### 住民課長

限度額を上げることによって、低所得者層の負担を軽減することを目的としています。

#### 委員

限度額の増額分は一般会計からの繰り入れで賄えないか。私は反対だ。

## 会長

他に意見はありませんか。

意見も出尽くしたようなので、賛否を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。  
賛成7反対1ですので、改正案を適正とすることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。

適正と認める内容で、町長に答申することとします。

答申文につきましては、私に一任願いますでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、私が代表して、答申を町長へ提出することとします。

以上で議事を終了します。続きましてその他に移ります。

事務局何かございますか。

(生活福祉部長が挙手)

## 生活福祉部長

諮問事項についてお認め頂き、ありがとうございます。

この改正案の議会への提案時期ですが、「国民健康保険税条例の一部改正」につきましては平成22年6月議会に、「国民健康保険条例の一部改正」につきましては平成22年9月議会に提案してまいりたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

## 会長

せっかくの機会でございますので、委員の方々に、何かご意見がありましたらお聞きしますが、いかがでしょうか。

## 委員

医療現場で延命治療が問題となっているが、本人の意思を尊重すべきと考える。

## 生活福祉部長

国が法制度の中できちんと対応すべき問題と考えます。

## 会長

これをもちまして平成22年度第1回豊山町国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。

議事録の署名

平成22年 月 日

戸 田 久 晶

中 島 貞 利

土 屋 正 子